# 三豊市監査委員告示第 5 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 5 項の規定に基づき工事監査(随時)を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 15 日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝 城 明

# 平成 29 年度

工事監査 (随時) 結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 1 3 8 号 平成 29 年 12 月 15 日

三豊市長職務代理者三豊市副市長 小野 英樹 様

三 豊 市 議 会 議 長 城 中 利 文 様

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝 城 明

平成29年度工事監査(随時)結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により工事監査(随時)を執行したので、その結果に関する報告および意見を、同条第 9 項および第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

## 第1 監査対象工事及び期間

## • 監查対象工事

No.	所管部課名	工 事 名	契約金額 (円)	請負業者	工期
1	建設経済部建設課	平成27年度社会資本 整備総合交付金事業 市道祗園橋通り線祇園 橋歩道橋整備下部工 工事(その1)	89, 686, 440 円	山本建設(株)	H27. 9.28~ H28. 8.15
2	建設経済部建設設課	平成27年度社会資本 整備総合交付金事業 市道祗園橋通り線祇園 橋歩道橋整備下部工 工事(その2)	96, 134, 040 円	(株)西山産業	H27. 9.28~ H28. 7.29
3	建設経済部建 設課	平成27年度社会資本 整備総合交付金事業 市道祗園橋通り線祇園 橋歩道橋整備上部工 工事	111, 164, 400 円	泉鋼業(株)	H27. 10. 7~ H29. 2. 28

・監査期間 平成29年10月5日から平成29年10月6日まで

#### 第2 監査の方法

平成 28 年度施工完了工事中、建設経済部・水道局の関係所管課施工の工事を監査 対象とし、抽出検査を実施した。

本年度は契約金額が100万円以上のものから3件を抜粋し、これらの工事の設計、 仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、 竣工検査が年度内に確実に終了しているか等を主眼とし、監査対象工事の所管課から、 それぞれ該当書類の提出を予め求めるとともに、関係職員等から説明を聴取した。

なお、当該監査における監査対象工事の設計・積算・施工等の専門技術的事項に係る工事技術調査については、協同組合 総合技術士連合に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査及び現地調査を行った。

## 第3 監査の結果

関係書類については、おおむね適正に整備されており、工事現場の施工状況についても、設計図書に基づきおおむね適正に執行されていたが、一部について意見及び検討を要する事項が認められた。

当該検討事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に

基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

また、監査当日、技術士の書類及び現地調査において口頭などにより意見のあった 事項については、記載を省略しているが、それらにも十分留意して適正な事務の執行 及び技術向上に務めていただきたい。

なお、技術士による工事技術調査報告書の概要(意見等抜粋)は以下のとおりである。

# ○技術士による工事技術調査報告概要 (意見等抜粋)

## 【総合所見】

この度の工期は平成29年2月28日までであり、既に工事は終了していた。

工事の関係書類の提示を求め、計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工・管理・監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

三豊市の工事関係書類は、受注業者の工事関係書類も含めて、適切に整理ができている。

調査できた範囲内での確認事項、補足的説明、今後の検討要請、今後の技術への反映事項等については、個別に記述する。

## 【改善・検討事項】

橋上について

遊間上に取り付けられているスライドプレートは地覆内側までであり、幅員の外側部はスライドプレートの厚さだけ路面から下がっており、その厚さ分を埋めているモルタルが割れていた。踏まれても割れない材料で充填しておくこと。

## 【意見】

積算について

公共工事としての積算根拠を適切に明示しているが、LED を使用した照明設備の 見積りは1社のみであり、価格の妥当性の観点から、以後は3者以上とされたい。

## ・捨土管理について

捨土は自由処分としているが、受入れ地の地番を記述した受入れ承諾書及びその 土地の登記簿の提出を受け、承諾者の所有物であることを確認していただきたい。

#### ・写真管理について

出来形管理を写真管理で代用している場合が多い。

各施工段階での撮影写真は、施工後に見えなくなる部位を含めて、施工の良否判 断根拠となる。必要とされるのは①対象部位の全体状況写真、②詳細部位確認のた めのアップ写真であり、以下の項目について不十分な点が見当たるので、以後考慮されたい。

- 1. 撮影した部位の位置、方角が現物と照合して直ぐ確認できる
- 2. 構造材料寸法の設計値と実測値対比の状況が容易に判読できる
- 3. 位置・部位・測定結果・状況の説明をしている